

議案第67号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成24年養父市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同条同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条及び第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

現 行	改 正 案
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>

現 行	改 正 案
<p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数が</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数が</p>

現 行	改 正 案
<p>がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>ある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

議案第68号

養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例の一部
を改正する条例の制定について

養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例の一部
を改正する条例

養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例（平成17年養父市
条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 養父市立建屋コミュニティスポーツセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第68号 養父市立コミュニティスポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
養父市立三谷コミュニティスポーツセンター	養父市三谷5番地2	養父市立三谷コミュニティスポーツセンター	養父市三谷5番地2
養父市立建屋コミュニティスポーツセンター	養父市建屋583番地2	養父市立建屋コミュニティスポーツセンター	養父市建屋583番地2
養父市立関宮コミュニティスポーツセンター	養父市関宮627番地	養父市立関宮コミュニティスポーツセンター	養父市関宮627番地
養父市立出合コミュニティスポーツセンター	養父市出合249番地	養父市立出合コミュニティスポーツセンター	養父市出合249番地
養父市立熊次コミュニティスポーツセンター	養父市奈良尾241番地	養父市立熊次コミュニティスポーツセンター	養父市奈良尾241番地
養父市立小佐コミュニティスポーツセンター	養父市八鹿町小佐913番地2	養父市立小佐コミュニティスポーツセンター	養父市八鹿町小佐913番地2

議案第69号

養父市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
養父市農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市農業委員会の委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、養父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 次に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業委員 13人
- (2) 農地利用最適化推進委員 12人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

(養父市農業委員会の委員の定数に関する条例の廃止)

2 養父市農業委員会の委員の定数に関する条例（平成16年養父市条例第167号）は、廃止する。

議案第70号

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
16年養父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部を次のように改める。

農業委員会	会長	年額 320,000円
	会長職務代理者	年額 280,000円
	委員	年額 250,000円
	農地利用最適化推進委員	年額 200,000円

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

議案第70号 養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 340,000円	監査委員	識見を有する者から選任された委員	年額 340,000円
	議員うちから選任された委員	年額 213,000円		議員うちから選任された委員	年額 213,000円
農業委員会	会長	年額 290,000円	農業委員会	会長	年額 320,000円
	会長職務代理者	年額 250,000円		会長職務代理者	年額 280,000円
	委員	年額 220,000円		委員	年額 250,000円
		農地利用最適化推進委員		年額 200,000円	
固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額 6,000円	固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額 6,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第71号

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年養父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)」を加える。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案																								
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>			<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上の階</td> <td>常用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は</td> </tr> </tbody> </table>			階	区分	施設又は設備	(略)			4階以上の階	常用	(略)	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上の階</td> <td>常用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は</td> </tr> </tbody> </table>			階	区分	施設又は設備	(略)			4階以上の階	常用	(略)	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は
階	区分	施設又は設備																									
(略)																											
4階以上の階	常用	(略)																									
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は																									
階	区分	施設又は設備																									
(略)																											
4階以上の階	常用	(略)																									
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は																									

現 行		改 正 案	
4階以上の階	<p>同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 (略)</p>	4階以上の階	<p>同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 (略)</p>
ウ〜ク (略) (職員)	<p>第29条 小規模事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2〜3 (略) (職員)</p>	ウ〜ク (略) (職員)	<p>第29条 小規模事業所A型には、保育士（<u>特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2〜3 (略) (職員)</p>

現 行

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員をおかななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造

改 正 案

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員をおかななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上の階	常用	(略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造

現 行		改 正 案	
4階以上の階	<p>は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 (略)</p>	4階以上の階	<p>は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>ウ～ク (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規</p>		<p>ウ～ク (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規</p>	

現 行	改 正 案
<p> 模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員をおかないことができる。 </p> <p>2・3 (略)</p>	<p> 模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員をおかないことができる。 </p> <p>2・3 (略)</p>

議案第72号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年養父市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u> の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

議案第73号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び
利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及
び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例（平成27年養父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「という。）」の次に「、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「支給認定保護者等が属する世帯について」を「前条の適用を受けない支給認定保護者等が属する世帯であって」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額の特例）

第6条 令第14条の2第1項に規定する複数の特定被監護者がいる支給認定保護者に係る特例は、次に掲げる場合とする。

(1) 同項第1号に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）

(2) 同項第2号に該当する場合 別表の利用者負担額は0

別表中「第4条、第6条関係」を「第4条、第6条、第7条関係」に改める。

別表1備考第1項を次のように改める。

1 この表における「所得割課税額」とは令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

別表1備考第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。
- 4 この表における2階層及び3階層に該当する世帯のうち、令第4条第4項に定める要保護者等に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。

階層	定義	利用者負担額（月額）	
		3・4歳児	5歳児
2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	円	円
		0	0
3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	6,800	5,400
		0	0

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。

別表2備考第1項を次のように改める。

- 1 この表における「所得割課税額」とは令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

別表2備考第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、3歳以上児にあっては食事の提供（主食に限る。）に係る負担金を含まない。
- 4 この表における2階層、3階層及び4階層に該当する世帯のうち、市町村民税が77,101円未満の世帯に該当するものであって、令第4条第4項に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。

階層	定義	利用者負担額（月額）					
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児
2	1階層を除き、市町村	円	円	円	円	円	円

	民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
3	1階層を除	48,600 円未満	9,250 0	9,150 0	7,750 0	7,750 0	7,650 0	7,650 0
4	き、市町村民	48,600						
—	税課税世帯	円以上	15,000	14,800	13,500	8,500	13,300	8,500
A	であって、そ	77,101	0	0	0	0	0	0
	の所得割課	円未満						
4	税額が次の	77,101						
—	区分に該当	円以上	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
B	する世帯	97,000	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
		円未満						

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第73号、養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対象条文（下線部分は改正箇所）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額の軽減)</p> <p>第6条 <u>支給認定保護者等が属する世帯について、小学校6年生以下の範囲において、子どもが複数人いる場合における利用者負担額は、次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、<u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額の特例)</p> <p>第6条 <u>令第14条の2第1項に規定する複数の特定被監護者がいる支給認定保護者に係る特例は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>同項第1号に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に該当する場合 別表の利用者負担額は0</u></p> <p>(利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 <u>前条の適用を受けない支給認定保護者等が属する世帯であって、小学校6年生以下の範囲において、子どもが複数人いる場合における利用者負担額は、次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p>

現 行	改 正 案
<p>第9条 (略)</p> <p>別表 (第4条、第6条関係)</p> <p>1 法第19条第1項第1号に該当するもの (略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「所得割課税額」とは地方税法(昭和34年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割額をいう。ただし、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層であつて、次のいずれかの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる児(者)を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p>	<p>第10条 (略)</p> <p>別表 (第4条、第6条、第7条関係)</p> <p>1 法第19条第1項第1号に該当するもの (略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「所得割課税額」とは令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</u></p>

現 行

4 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

2 法第19条第1項第2号及び3号に該当するもの
(略)

備考

1 この表における「所得割課税額」とは地方税法（昭和34年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。

2 (略)

3 支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層であって、次のいずれかの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯

改 正 案

4 この表における2階層及び3階層に該当する世帯のうち、令第4条第4項に定める要保護者等に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。

階層	定義	利用者負担額（月額）	
		3・4歳児	5歳児
2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	円	円
		0	0
3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	6,800	5,400
		0	0

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。

2 法第19条第1項第2号及び第3号に該当するもの
(略)

備考

1 この表における「所得割課税額」とは令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

2 (略)

3 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、3歳以上児にあつては食事の提供（主食に限る。）に係る負担金を含まない。

現 行		改 正 案					
<p>(2) 次に掲げる児(者)を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p> <p>4 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、3歳以上児にあつては食事の提供(主食に限る。)に係る負担金を含まない。</p>		<p>4 この表における2階層、3階層及び4階層に該当する世帯のうち、市町村民税が77,101円未満の世帯に該当するものであって、令第4条第4項に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。</p>					
階層	定義	利用者負担額(月額)					
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児
2	1階層を除き、市町村民税非課税世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
		0	0	0	0	0	0
3	1階層を	48,600	9,250	9,150	7,750	7,750	7,650
	除き、市円未満	0	0	0	0	0	0

現 行		改 正 案						
4	町村民税	48,600						
一	課税世帯	円以上	15,000	14,800	13,500	8,500	13,300	8,500
A	であつて、その	77,101	0	0	0	0	0	0
	円未満							
	所得割課税額が次の区分に	77,101						
4	円以上							
二	の区分に	97,000	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
B	該当する	円未満	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
	世帯							

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。

議案第74号

但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について

但馬広域行政事務組合同規約の一部を次のように変更しようとする。よって地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広 瀬 栄

但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

但馬広域行政事務組合同規約（平成7年兵庫県指令地第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「兵庫県豊岡市山王町11番28号」を「兵庫県豊岡市中央町2番4号」に改める。

附 則

この規約は、平成28年8月29日から施行する。

議案第74号 但馬広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県豊岡市山王町11番28号</u>に置く。</p>	<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県豊岡市中央町2番4号</u>に置く。</p>